

北アルプス富山県側登山道等維持連絡協議会(仮称)設立総会

日時: 令和6年3月27日14:00-16:00
場所: 富山県防災危機管理センター

次第

- 1 開会の挨拶
- 2 北アルプス富山県側登山道等維持連絡協議会の設立に係る規約案及び役員選出に関して
- 3 令和6年度事業計画案について

配布資料

- ・会議資料
- ・補足資料

北アルプス富山県側登山道等維持連絡協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、北アルプス富山県側登山道等維持連絡協議会（以下、本会という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、中部山岳国立公園富山県側^{*1}における利用者参加制度（北アルプストレイルプログラム）の導入検討を通じて、公園事業における登山道に関する情報の整理と発信、維持及び環境保全活動及び人材育成、関係者協議を行うことで持続的に利用可能な登山道の維持と生物多様性保全の実現を目指すものである。

^{*1}具体的には中部山岳国立公園における立山地域を指すものとする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 利用者等の理解促進のための情報整理・発信及び意識調査
- (2) 登山道維持を目的とした登山利用者からの協力金収受
- (3) 登山道維持、生物多様性保全に関わる人材育成
- (4) 上記に関わる持続可能な実施体制の検討・関係者協議
- (5) その他

(組 織)

第4条 本会は、別表1に掲げる関係行政機関、関係団体、関係事業者によって構成し、必要に応じて随時追加する。

2. 本会は、立山山城、黒部朝日山城及び薬師岳奥黒部山城に分けて、それぞれに幹事会を置く。幹事会は別表2に掲げる関係行政機関、関係団体、関係事業者によって構成し、必要に応じて随時追加する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置くことができるものとし、各役職について、別表3に掲げる通りとする。

会 長	1 名
副会長	2 名

監 事 2 名
幹 事 複数名

(職 務)

第 7 条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を掌握し、また総会を招集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代理する。
- (3) 監事は、会務を監査する。
- (4) 幹事は、幹事会の運営の具体的事項を協議する。

(事務局及び事務分担)

第 8 条 本会の事務局は環境省立山管理官事務所内に置く。また、本会の事務を処理するため、別表 4 に掲げる事務を関係機関で分担する。

(会 議)

第 9 条 本会の会議は、総会、または幹事会とする。

(総 会)

第 10 条 総会は年 1 回これを開く他、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

2. 総会で決議する事項は、概ね次のとおりとする。
 - (1) 事業計画及び収入、支出の予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び決算に関すること。
 - (3) 会則の改廃に関すること。

(幹事会)

第 11 条 幹事会は、必要に応じてこれを開く。

2. 幹事会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 総会に付議する事項に関すること。
 - (2) その他、本会の主要な運営に関すること。

(議 決)

第 12 条 総会は会員の、幹事会は幹事の、各々半数以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

2. 賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(経 費)

第 13 条 本会の経費は、補助金、協力金及びその他の収入をもって充てる。

(年 度)

第 14 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(雑 則)

第 15 条 本会の運営について必要な事項は、会長が別に定めることができる。

付 則 この会則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 組織構成員

組織名	担当部署・該当事業者等
環境省	中部山岳国立公園管理事務所 立山管理官事務所
林野庁	富山森林管理署
富山県	自然保護課
富山市	森林政策課
黒部市	商工観光課
立山町	商工観光課
上市町	産業課
朝日町	農林水産課
立山山荘協同組合	所属する全山小屋事業者
黒部観光旅館組合	祖母谷、阿曾原、朝日、池ノ平
(他組合所属の山小屋)	雲ノ平、黒部五郎、水晶、三俣
立山ガイド協会	-
立山黒部環境保全協会	-
富山県自然保護協会	-
富山県山岳連盟	-
雲ノ平トレイルクラブ	-
大蓮華山保勝会	-

別表 2 幹事会構成員

・立山山城

行政機関：環境省、林野庁、富山県、立山町、上市町

山小屋事業者：立山山荘協同組合、黒部観光旅館組合（池ノ平）

民間団体：立山ガイド協会、富山県自然保護協会、富山県山岳連盟

・黒部朝日山城

行政機関：環境省、林野庁、富山県、黒部市、朝日町

山小屋事業者：黒部観光旅館組合（阿曾原小屋、祖母谷、朝日小屋）

民間団体：大蓮華山保勝会、富山県山岳連盟、富山県自然保護協会

・薬師岳奥黒部山城

行政機関：環境省、林野庁、富山県、富山市

山小屋事業者：太郎平、薬師岳、薬師沢、高天原、スゴノ越、雲ノ平、黒部五郎、水晶、
三俣

民間団体：雲ノ平トレイルクラブ、富山県自然保護協会、富山県山岳連盟

別表3 役員

会 長	1 名	環境省中部山岳国立公園管理事務所長
副会長	2 名	立山山荘協同組合長、黒部観光旅館組合長
監 事	2 名	林野庁富山森林管理署長、富山県自然保護協会
幹 事	複数名	別表2の構成員

別表4 事務分担

(1) 利用者等の理解促進のための情報整理・発信及び意識調査

広報媒体の作成	環境省
意識調査	環境省
情報整理・発信	全参画機関（情報整理は環境省が主体）

(2) 登山道維持を目的とした登山利用者からの協力金収受

収受箱、クレジットカード決済導入	環境省
収受金保管口座開設・管理	立山黒部環境保全協会
現地の収受箱設置、広報媒体掲示・配布	山小屋事業者 ※協力対象者のみ

(3) 登山道維持、生物多様性保全に関わる人材育成

各山域における実施箇所・内容、配分案の検討	各山域の幹事会
各事業の実施	環境省 山小屋事業者、立山ガイド協会 富山県自然保護協会、富山県山岳連盟、雲ノ平トレイルクラブ等 各山域に所属する市・町 (※支払精算事務のみ担当)

(4) 上記に関わる持続可能な実施体制の検討・関係者協議

総会、臨時総会の開催に係る事務 (会議案内・日程調整、会場手配)	富山県
幹事会の開催に係る事務 (会議案内・日程調整、会場手配)	各山域に所属する市・町
上記会議の資料作成、議事次第進行	環境省

【補足資料】

北アルプス富山県登山道等維持連絡協議会 設立経緯と目的

富山県側におけるこれまでの主な動向・取組状況

- 令和4年12月開催の国際山岳年+20シンポジウム

→中部山岳国立公園立山地域の登山道維持の課題について山岳関係者から現状共有があり、有識者から協力金導入の意見が挙がる。

- 令和5年2月に行政機関、山岳関係者による意見交換会を開催

→協力金導入に関して全体として進める方針で同意。

- 令和5年度以降、南部地域の先行事例に関する情報収集

- 富山県側における受皿組織の枠組み検討、関係者ヒアリングを実施

→関係者ヒアリングは、登山道維持の課題、利用者参加制度導入に関する質問を中心に以下の11者に実施。

行政機関(林野庁、富山県、富山市、立山町、黒部市)

山岳関係者(阿曾原小屋、真砂沢ロッジ、雲ノ平山荘、立山ガイド協会、富山県自然保護協会、立山黒部環境保全協会)

- 令和6年2月に行政機関、山岳関係者による意見交換会を開催

→北アルプストレイルプログラム(利用者参加制度)の導入に関して新規協議会を設立し進める方針で協議。 2

富山県側の登山道巡視時等の状況(1)



歩くアルペンルート沿線草刈



真砂沢-内蔵助平方面橋流失



仙人池-仙人温泉区間



仙人谷ダム手前吊り橋



薬師沢周辺木道老朽化・踏圧



折立土壌侵食



早月尾根岩盤崩落



大日岳周辺地道

富山県側の登山道巡視時等の状況(2)



立山周辺残雪期雪渓切



劔岳別山方面



称名一大日平区間歩荷



三俣蓮華岳方面土留め対策・ロープ設置



真砂沢ロッジ付近石段差工



雲ノ平木道修繕・植生復元



劔沢雪渓付近歩行補助



中俣長楯山方面 木道

富山県側の登山道維持における主な問題点

• 過去に整備した登山道施設の老朽化、周辺環境における荒廃の進行

→土壌浸食、転倒・遭難事故等の二次的影響の発生に起因

• 登山道維持に関わる詳細な情報収集、整理

→利用や保全状況の把握を進め路線単位で具体的にどこでどういった対策、支援が必要かについての情報の透明性を確保

• 登山道維持・保全対策等を行う人材の確保

→山小屋経営状況の変化により従来の登山道の維持体制を継続することが困難

• 行政の予算措置

→公共工事による整備費用は優先順位を設ける中で順次対応するも、更新が追い付かない

→日常的な点検・維持に必要な維持管理予算の獲得が少額、管理委託が少額又は無償により依頼され、管理委託を受けた者の負担が重い

• 公園計画(管理計画)における整備方針、管理水準が不明確

→区間毎の望まれる登山体験を持続的に提供するために、整備方針・管理水準が必要

個別課題に対する今後実施すべき対策

計画

- 整備方針・管理水準の設定
利用、保全状況の把握
立地等に応じた整備・管理方策の検討
- 施設の老朽化対策
危険個所の把握と応急的な対処
施設の長寿命化を図る点検・補修

予算・人

- 維持管理のための予算措置
登山道の修復等に活用できる
柔軟に使える予算の捻出
- 維持を行う人材の不足
維持が困難な箇所の山小屋等への支援
外部からの整備人材の確保と育成

持続的な登山道維持・公園利用サービスの提供の実現

本協議会の設立目的

持続的に利用可能な登山道の維持と生物多様性保全の実現

保全 利用による自然環境への影響を低減し質を保持

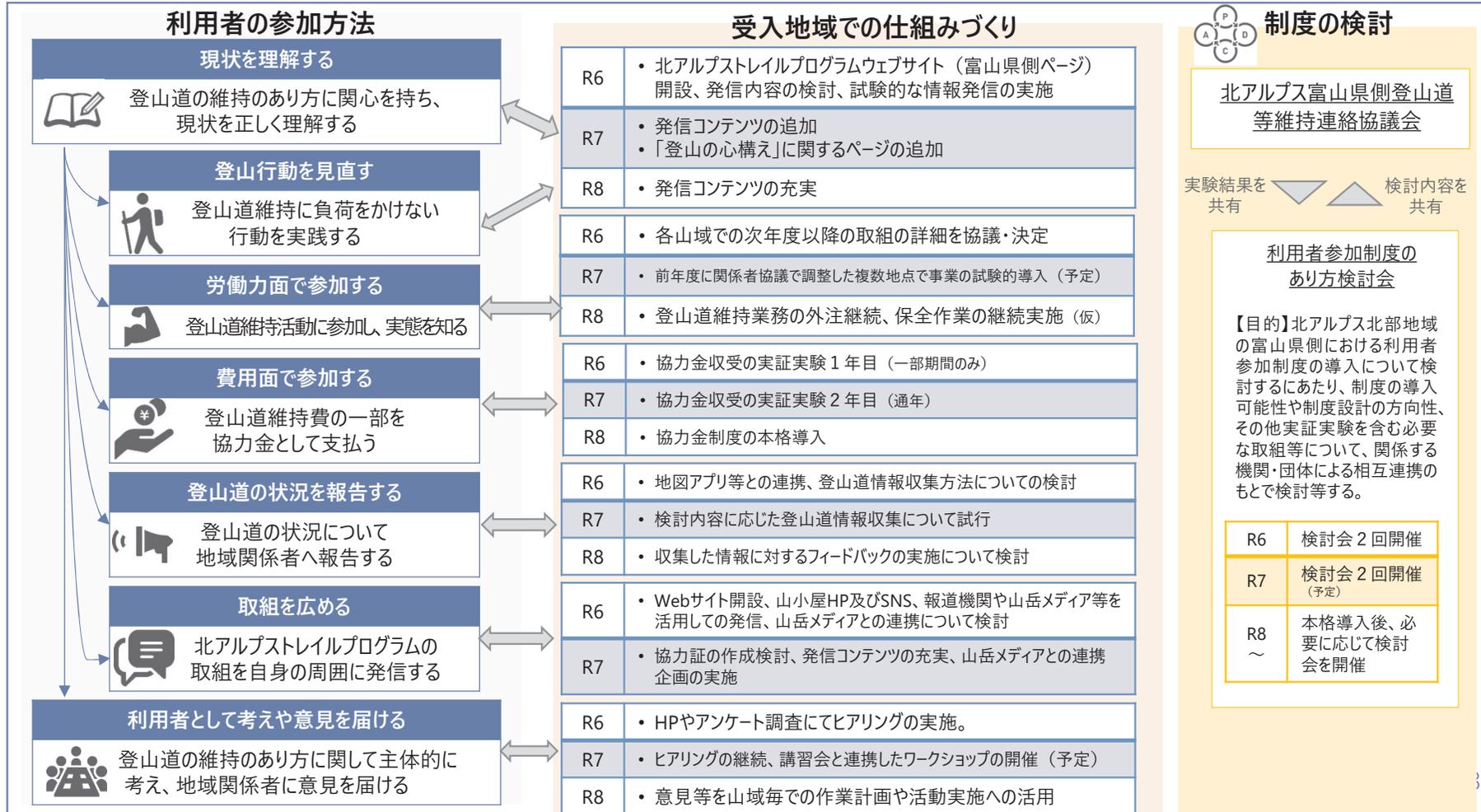
利用 国立公園事業の登山道として登山体験を持続的に提供できる状態の維持

北アルプストレイルプログラムの導入検討を通じて以下に関する取組を推進

- ・登山道に関連する詳細な情報収集、整理、発信
- ・登山道の維持に関する関係者協議
- ・登山道維持及び歩道沿いの環境保全の人材確保・育成

利用者参加制度(北アルプストレイルプログラム)の全体像

- 利用者に対し、登山道の維持についてどのような仕組みや体制が現在構築されているかを正しく伝える機会を設け、利用者を含む関係者の認識の共有を図る。
- 利用者や関係者が参加可能な登山道維持に関する制度について、関係者で検討する場を設ける。
- 検討を踏まえ、利用者を含む関係者が登山道の維持に参加する制度を整え、持続可能な登山道維持を実現する。



持続可能な登山道維持と公園利用サービスの提供のために 本制度導入により富山県側で実現したい内容

計画

①利用者・関係者とのコミュニケーションの円滑化、 意見交換、計画基準等への反映

→関係者から施設の老朽化、浸食等、持続的な利用に向けた課題意識や意見を頂く。
上記を含めて管理者側で管理計画や整備方針の内容を具体的にしていく。

②登山道維持、環境保全対策の技術・知識を有する人材育成支援

→土壌浸食対策等、自然生態系の保全を行える人・団体を増やす。

予算・人

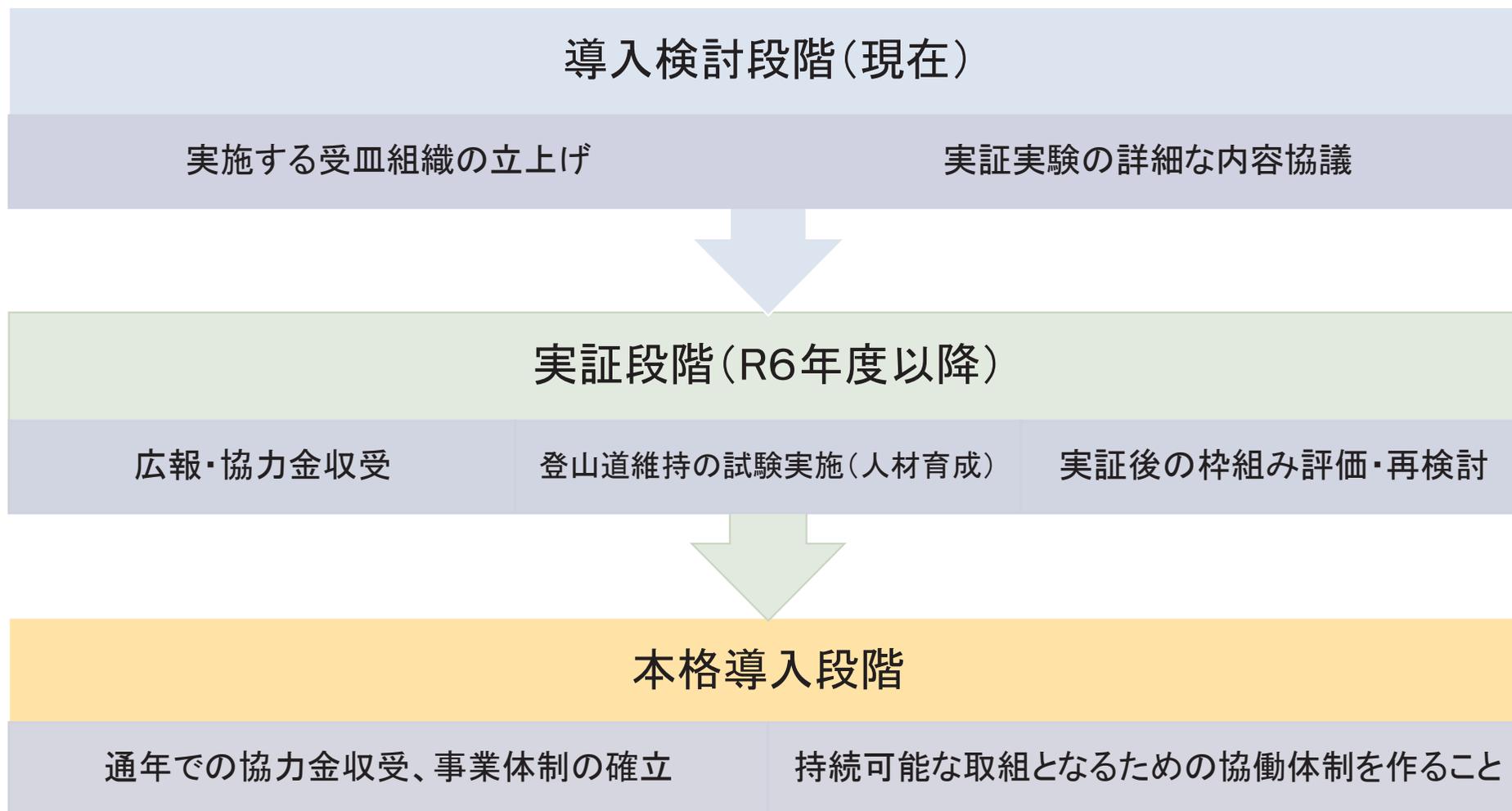
③施設管理者、山小屋、維持作業団体との役割分担

→山岳登山活動に長けた業者、ガイド、登山家等の協力体制を充実化させる。
長距離区間を維持頂いている山小屋事業者の負担軽減を図る。

④応急的な対策が必要な箇所へ柔軟な支援として活用

→施設管理者による維持管理費の十分な確保を前提として、自然災害等で緊急的に
補修が必要な箇所や管理者不在の登山道の利用維持を目的とした予算の確保を行う。

今後の制度実施における段階別の主な課題



令和6年度事業計画

協議会規約第3条に掲げる事業について、以下の事業を実施するもの

*詳細は補足資料（議題2）「令和6年度北アルプストレイルプログラム（富山県側）実証実験内容について」を参照

(1) 利用者等の理解促進のための情報整理・発信及び意識調査

① 協議会 HP の開設

既存の上高地地域の HP を改修し、北アルプストレイルプログラム総合 HP から岐阜県、長野県、富山県の各ページを制作（7月中旬完成予定）

② 広報媒体作成・周知

配布用カード、掲示用ポスター、ラミネート、看板の制作（6月末完成予定、順次配布）

③ 意識調査（WEB アンケート調査）の実施

上記①の HP 経由での利用者を対象としたアンケート調査を実施予定（8月～11月の期間中を予定）

④ 登山道管理に関する情報の収集、整理

国立公園内のうち富山県側の登山道に関する情報収集、整理を実施（通年）。

(2) 登山道維持を目的とした登山利用者からの協力金収受

① 協力金収受の試験実証

令和6年度の約3ヶ月間（8月上旬～10月末）で収受を実施

収受方法は、一部山小屋での現金収受、銀行口座振込、クレジットカード決済の3種類

*関連する利用施設に広報媒体の掲示、カード配布等の協力依頼を実施予定

*現金収受を実施する山小屋事業者の候補は以下の5者を予定

但し、小屋での収受は小屋の営業終了迄の期間とする

立山室堂山荘、太郎平小屋、真砂沢ロッジ、阿曾原温泉、朝日小屋

(3) 登山道維持、生物多様性保全に関わる人材育成

① 土壌浸食対策講習会の試験的実施（6月～9月に1～2回程度を想定）

環境省事業にて、折立太郎山線歩道における樹林帯における土留め対策の講習会実施予定。今年度は地域関係者に限定した現地意見交換や土留め対策を実施

(4) 上記に関わる持続可能な実施体制の検討・関係者協議

① 山域毎の幹事会の開催（3つの各山域に分け11月～12月頃を予定）

実証試験結果、取組状況、運営上の課題等に関する意見交換、使途目的に沿った次年度

以降の詳細の事業実施候補地の協議、各担当区間での個別課題の認識共有を想定

② あり方検討会の開催（12～3月に2回実施予定）

今後富山県側における北アルプストレイルプログラムの導入検討を進めるに当たり、制度の運用面における課題や制度設計の方向性を見直し、その他実証実験を含む必要な取組等について、有識者及び利用者等からの助言・提言を受けることで持続可能な運営体制の確保や新たに必要な対策に活用

③ 総会の開催（3月を予定）

令和6年度の事業報告及び収支決算報告（協力金収受額）、令和7年度の事業計画案及び予算収支計画案の承認決議、関係者協議を実施予定

以下、年間スケジュール表（予定）

スケジュール案（R6年度予定）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
【実証実験内容】													
①利用者等の理解促進のための 情報整理・発信及び意識調査	富山県エリア HP作成			富山県エリアHP公開・運用									
	広告作成		配布	広告媒体での周知									
	調査内容検討		集計・分析										
②協力金の収受	収受準備期間				収受期間			集金・計上					
③登山道維持の人材確保・育成	折立講習会開催					候補地選定							
④運用の継続可能性の検討	関係者との事前協議												
									あり方検討会（2回）		幹事会の開催		

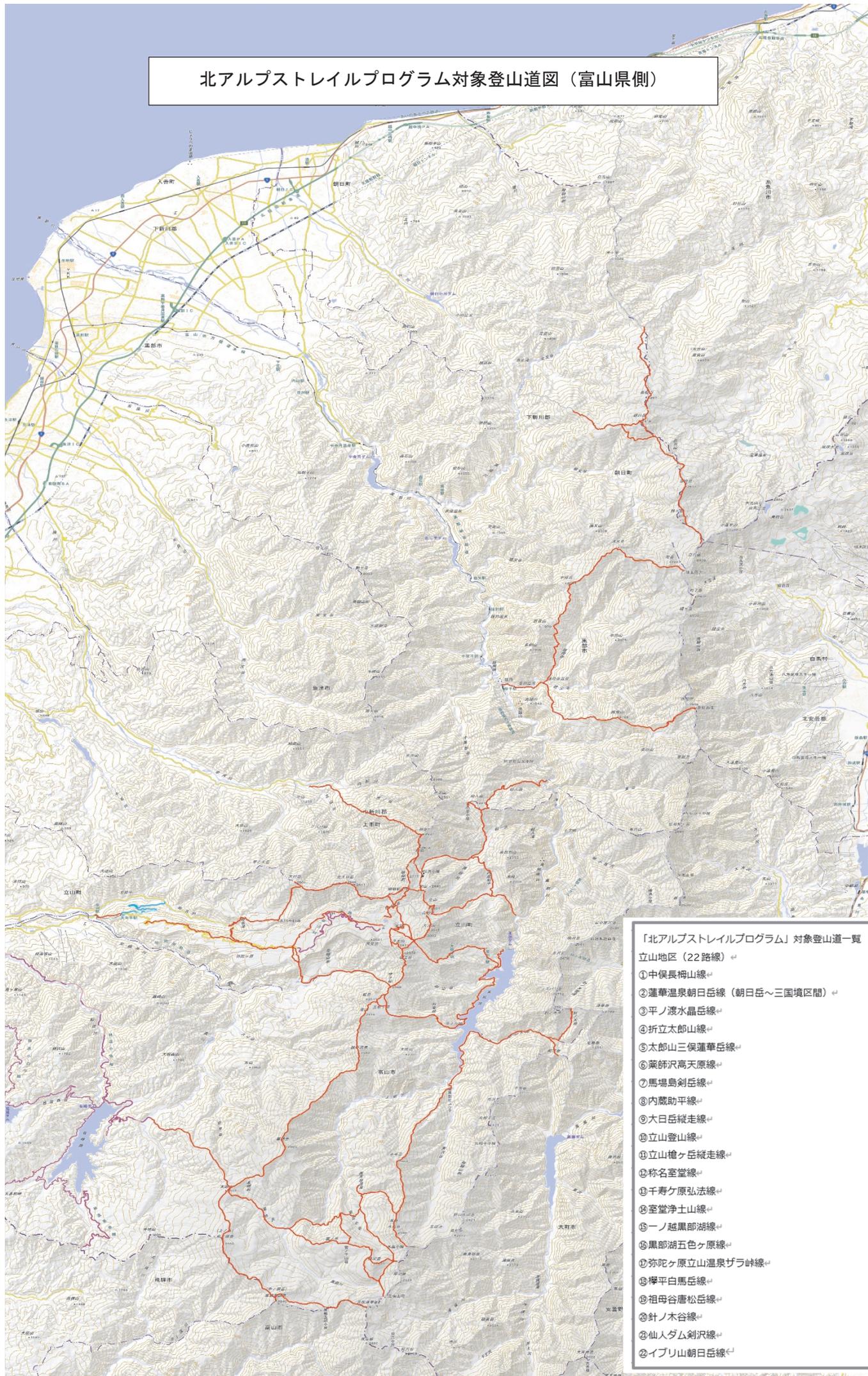
【実証実験目的】

利用者参加制度（＝北アルプストレイルプログラム）導入にかかる利用者を含む関係者の理解を促進し、制度の仕組みの有効性を検討するとともに、制度の導入によって生じ得る影響や課題の抽出、導入後の効果的な運用を含めた制度の継続可能性について分析することを目的とする。

【基本方針】

- ・現在、南部地域で導入されている『北アルプストレイルプログラム』を前提とした取組とする。
- ・実証実験を通して山岳関係者間で富山県エリアにおける登山道維持に関する課題の解決に向けた相互理解と対策の検討を行う。
- ・協力金を得ることのみならず、利用者を含む関係者が持続的な登山道維持の実現に主体的に参画できる枠組みを検討する。
- ・周知広報等の実施にあたっては、制度の対象となる地域や利用者の範囲、協力金の使途等を明確に提示し、対象外の利用者を不用意に議論に巻き込まないように留意する。
- ・協力金を登山道の維持管理の原資として最大限活用できる制度設計を前提とする。
具体的には、Web サイト上での情報公開・オンライン決済システム等の活用により、収受に要する人件費を削減するほか、その他経費（記念品なども含む）の削減をはかる。
- ・啓発・広報、現状分析・目標値の設定・モニタリング、施策の影響分析・課題検討、導入後の効果的な運用を含めた制度の継続可能性を検討する。

北アルプストレイルプログラム対象登山道図（富山県側）



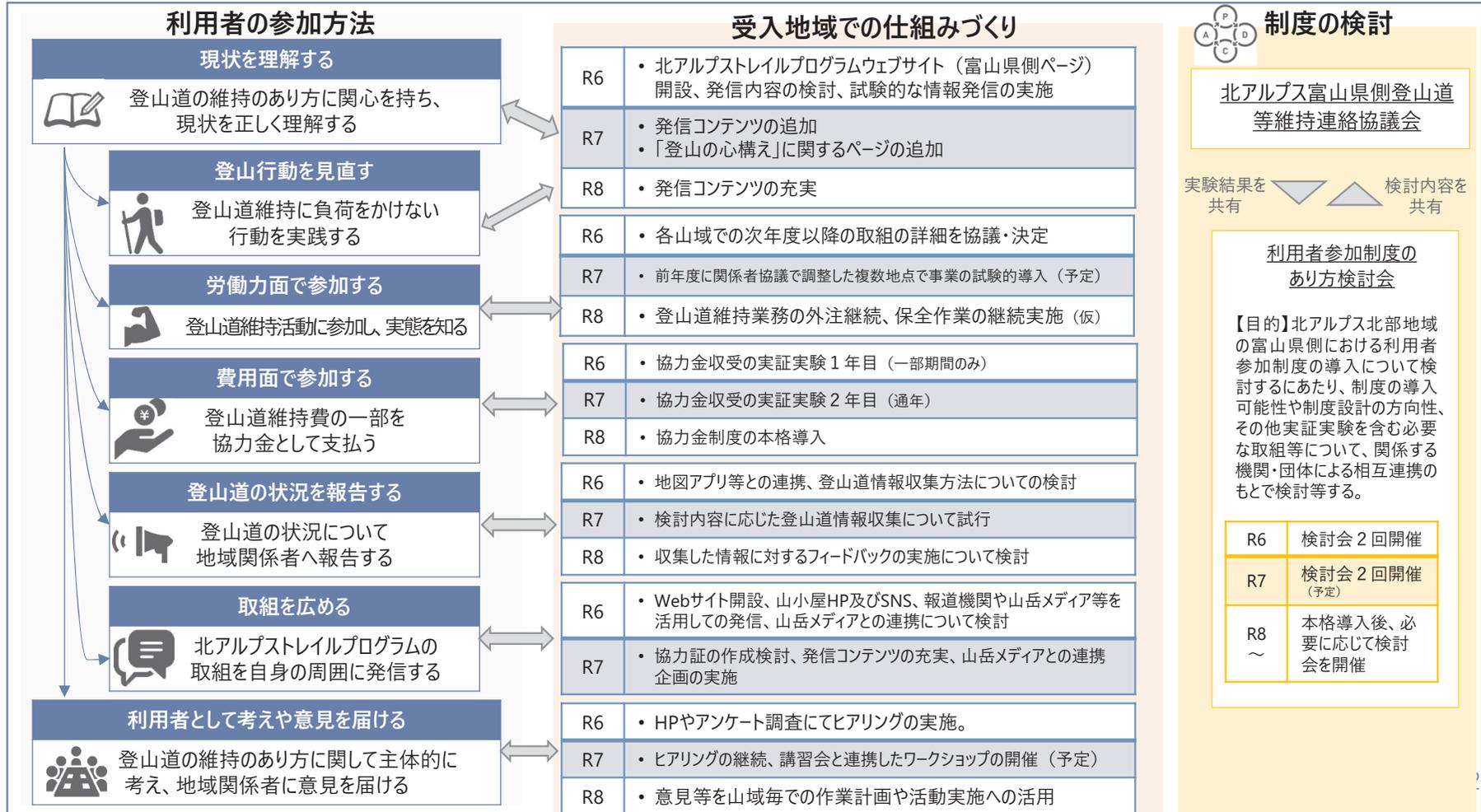
- 「北アルプストレイルプログラム」対象登山道一覧
- 立山地区（22路線）
 - ①中保長梅山線
 - ②蓮華温泉朝日岳線（朝日岳～三國境区間）
 - ③平ノ渡水晶岳線
 - ④折立太郎山線
 - ⑤太郎山三保蓮華岳線
 - ⑥薬師沢高天原線
 - ⑦馬場島剣岳線
 - ⑧内蔵助平線
 - ⑨大日岳縦走線
 - ⑩立山登山線
 - ⑪立山槍ヶ岳縦走線
 - ⑫称名堂線
 - ⑬千寿ヶ原弘法線
 - ⑭室堂浄土山線
 - ⑮一ノ越黒部湖線
 - ⑯黒部湖五色ヶ原線
 - ⑰弥陀ヶ原立山温泉ザラ峠線
 - ⑱樺平白馬岳線
 - ⑲祖母谷唐松岳線
 - ⑳針ノ木谷線
 - ㉑仙人ダム剣沢線
 - ㉒イブリン山朝日岳線

【補足資料(議題2)】

令和6年度北アルプストレイルプログラム(富山県側) 実証実験内容について

利用者参加制度(北アルプストレイルプログラム)の全体像

- 利用者に対し、登山道の維持についてどのような仕組みや体制が現在構築されているかを正しく伝える機会を設け、利用者を含む関係者の認識の共有を図る。
- 利用者や関係者が参加可能な登山道維持に関する制度について、関係者で検討する場を設ける。
- 検討を踏まえ、利用者を含む関係者が登山道の維持に参加する制度を整え、持続可能な登山道維持を実現する。



実証実験の概要

目的

利用者参加制度(=北アルプストレイルプログラム)導入にかかる利用者を含む関係者の理解を促進し、制度の仕組みの有効性を検討するとともに、制度の導入によって生じ得る影響や課題の抽出、導入後の効果的な運用を含めた制度の継続可能性について分析することを目的とする。

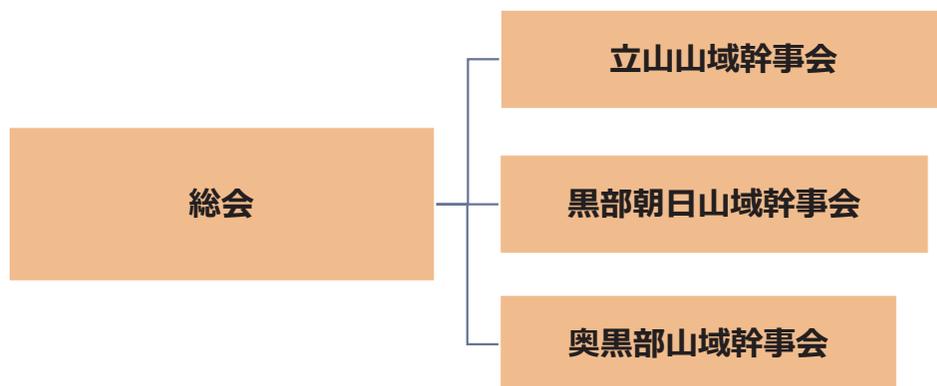
基本方針

- 現在、南部地域で導入されている『北アルプストレイルプログラム』を前提とした取組とする。
- 実証実験を通して山岳関係者間で富山県エリアにおける登山道維持に関する課題の解決に向けた相互理解と対策の検討を行う。
- 協力金を得ることのみならず、利用者を含む関係者が持続的な登山道維持の実現に主体的に参画できる枠組みを検討する。
- 周知広報等の実施にあたっては、制度の対象となる地域や利用者の範囲、協力金の使途等を明確に提示し、対象外の利用者を不用意に議論に巻き込まないよう留意する。
- 協力金を登山道の維持管理の原資として最大限活用できる制度設計を前提とする。
具体的には、Webサイト上での情報公開・オンライン決済システム等の活用により、収受に要する人件費を削減するほか、その他経費の削減をはかる。
- 啓発・広報、現状分析・目標値の設定・モニタリング、施策の影響分析・課題検討、導入後の効果的な運用を含めた制度の継続可能性を検討する。

実証実験の概要

実施体制

新規協議会(北アルプス富山県側登山道等維持連絡協議会)にて関係構成員の協力のもと実施



事務分担

(1) 利用者等の理解促進のための情報整理・発信及び意識調査

- ・広報媒体の作成→環境省
- ・意識調査→環境省
- ・情報整理・発信→全参画機関（情報整理は環境省が主体）

(2) 登山道維持を目的とした登山利用者からの協力金収受

- ・収受金保管口座開設・管理→立山黒部環境保全協会
- ・収受箱、HP制作、クレジットカード決済機能付きのプラットフォームサービスへの登録→環境省
- ・現地の収受箱設置(*)、広報媒体掲示・配布→山小屋事業者（*）一部のみ

(3) 登山道維持、生物多様性保全に関わる人材育成

- ・各山域における実施箇所・内容、配分案の検討→各山域の幹事会
- ・各事業の実施→民間団体(立山ガイド協会、自然保護協会、山岳連盟、雲ノ平トレイルクラブ、等)、環境省
- ・支払精算事務→各山域幹事会に所属する市・町

(4) 上記に関わる持続可能な実施体制の検討・関係者協議

- ・総会の開催に係る事務(会議案内・日程調整、会場手配)→富山県
- ・幹事会の開催に係る事務(会議案内・日程調整、会場手配)→各山域幹事会に所属する市・町
- ・上記会議の資料作成、議事次第進行→環境省

実証実験の概要

実験内容

①利用者等の理解促進のための情報整理・発信及び意識調査

→1. 協議会HPの開設、2. 広告媒体での周知、3. 意識調査(アンケート)

②協力金の収受

→1. 実施概要、2. 使途と対象地域、3. 収受の場所と方法、4. 実施体制

③登山道維持の人材確保・育成(*主に2年目以降)

→維持作業の外部委託、保全ワークショップの開催

④制度の現状分析・運用の継続可能性の検討

→地域協議会における関係者協議、今後の制度に関するあり方検討

スケジュール案（R6年度予定）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
【実証実験内容】													
①利用者等の理解促進のための 情報整理・発信及び意識調査	富山県エリア HP作成				富山県エリアHP公開・運用								
	広告作成			配布	広告媒体での周知								
	調査内容検討				集計・分析								
②協力金の収受	収受準備期間				収受期間			集金・計上					
③登山道維持の人材確保・育成			折立講習会開催				候補地選定						
④運用の継続可能性の検討	関係者との事前協議								あり方検討会（2回）				
							幹事会の開催				総会		

①利用者等の理解促進のための情報整理・発信及び意識調査

1. HP開設

富山県側の登山道維持に関する現状説明、
課題・取組状況の共有、協力金收受、アンケートまで
取組全体が理解できる情報発信拠点とする。

次年度の環境省予算にて現在の北アルプストレイルプログラムのHPを改修し
富山県側のサイトを設ける。長野県、岐阜県側と今後内容について協議を行う。



2. 広報媒体による周知

多様な手段で各発信方法の特性を生かした周知を行う。
QRコード等を用いてHPへの連携を図り、取組の認知度
向上を主な目的として活用する。

現地での広報媒体は、次年度の環境省予算にて作成する。

現地での呼びかけ

看板 カード ラミネート
チラシ ポスター

現地以外での呼びかけ

ソーシャルメディア・Webメディア マスメディア
SNS 山小屋HP テレビ 新聞 ラジオ
その他インターネット 書籍・雑誌

①利用者等の理解促進のための情報整理・発信及び意識調査

3. 意識調査(アンケート)

実施概要	
調査名称	北アルプス北部地域（立山地域）の登山道維持に関するアンケート
目的	利用者参加制度（北アルプストレイルプログラム）に対する利用者（登山者）の意識・意向を把握し、持続可能な制度運用にかかる改善点を検討する。
実施主体	北アルプス富山県側登山道等維持連絡協議会
対象者	富山県側（立山地域）登山道を利用する登山者 ・上記の登山道の維持に協力するすべての人
期間	令和6年8月～令和6年11月（予定）
方法	手法：オンライン自記式調査（Googleアンケート） ・協議会ウェブサイト内 ・告知カードの配布を追加的に実施。
調査項目	属性／今回の登山内容／現状の問題に対する認知／北アルプストレイルプログラムに対する意識（協力有無、金額、支払いやすい方法等）等

アンケート調査例

〈1〉北アルプス北部地域の登山道維持で生じている問題について

- ・ 問題に対する認知度：山小屋が登山道維持をしていること／山小屋の収益の一部の持ち出し／山小屋の経営悪化により維持ができなくなる可能性
- ・ 協力してもよい行動

〈2〉北アルプストレイルプログラムについて

- ・ 取組実施の認知度
- ・ 認知のきっかけ
- ・ 寄付金の支払い有無／金額／方法
- ・ 支払いの理由／支払わない理由

〈3〉今後、北アルプス北部地域で登山をする場合について

- ・ 寄付金の支払い意思
- ・ 支払いやすいタイミングと方法
- ・ 支払ってもよい金額

〈4〉登山動向・属性

- ・ 実験期間中の現地訪問有無
- ・ 登山道の利用状況
- ・ 登山日数・形態等
- ・ 登山レベル・登山頻度・登山歴・対象地域への登山経験

②協力金の収受(1. 実施概要)

実施概要	
名称	北アルプストレイルプログラム (=利用者参加制度)
種類	利用者の任意に基づく協力金
体制	実施体制 ・北アルプス富山県側登山道等維持連絡協議会 →協力金の収受と管理、HPの開設と更新 実験の実施方針、協力金の使途の具体的箇所の分配検討等
対象者	・公園計画上に位置付けている富山県エリア(立山地域)の登山道利用者のうち登山道の維持に任意で協力する者。
方法	・クレジットカード決済 ・銀行振込 ・山小屋寄付金箱(協力頂ける数社にて期間中設置)
金額	基準額: 1口500円
期間	令和6年8月～11月(予定)
収受場所	協議会HP(ウェブサイト上)もしくは一部の山小屋
周知方法	広報媒体の現地設置・配布 ・看板 ・ポスター/チラシ ・カード ・ラミネート その他 ・山小屋HPやSNS ・山岳メディア ・YAMAP等 ・報道機関 ・登山アウトドア Web サービス・アプリ企業



<負担金の種類>

- ・利用者の任意に基づく**協力金**として位置づける。
- ※対象とする登山道を利用する、もしくは利用せずとも登山道の維持を応援したいという意欲のあるすべての方に協力を求める。
- ※利用者の属性(宿泊/日帰り、山小屋泊/テント泊等)の区別および除外対象は設けない。

②協力金の収受(2. 使途と対象地域)

使途

登山道の持続可能な維持に寄与する
以下の内容に該当する事業

①維持作業の外部委託

・登山道の維持作業を想定
(山岳ガイド・民間団体等への外部委託)

②登山道沿いの生態系保全対策

・講習会、ワークショップ形式の利用者参加
形式を想定

対象地域

前提条件

- ・ 登山道を継続維持できる確実性のある人材確保の仕組みづくり
- ・ 生態系保全対策を行える個人、団体の育成
- ・ 管理者が不在の登山道、維持が追いつかない箇所の補助
- ・ 使用用途の透明性を確保
- ・ 施設管理者の有無を問わず、突発的かつ応急処置が必要な修繕
- ・ 現在実施している維持作業との分担について事前協議
- ・ 山域によって各路線毎の登山道維持に必要な作業や個別課題は異なる
為、以下の3つの山岳登山地区毎に具体的な使途を関係者で協議した
後、正式に決定

薬師岳・奥黒部地区(富山市区域)、立山・剱岳地区(立山町、上市町区域)、黒部・朝日岳地区(黒部市・朝日町区域)

公園計画に位置付けている富山県エリア(公園計画上の立山地域で管轄する路線)が該当

②協力金の収受(3. 収受の場所と方法)

協議会ウェブサイト

銀行振込

協議会の寄付金用口座を開設

クレジットカード決済

オンラインでクレジットカード決済機能がある

プラットフォームサービスの活用

山小屋

現金

現地(山小屋等施設)経由

協力頂ける小屋数社を対象に収受箱の設置

協力金を登山道の維持管理の原資として
最大限活用できる制度設計を前提とする。

Webサイト上でのオンライン決済システム等の活用
→収受に要する人件費を削減
その他経費の削減

②協力金の収受(4. 実施体制)

協力金の収受・管理主体

クレジットカードシステムの手配(環境省)
銀行口座の開設(立山黒部環境保全協会)
山小屋募金箱(各協力頂ける山小屋事業者)

周知方法

現地での呼びかけ

看板 ラミネート
カード
チラシ ポスター

現地以外での呼びかけ

ソーシャルメディア・Webメディア

SNS 山小屋HP

その他
インターネット

マスメディア

テレビ 新聞 ラジオ

書籍・雑誌

登山アウトドア
Web サービス・アプリ企業

周知広報等の実施にあたっては、制度の対象となる地域や利用者の範囲、協力金の使途等を明確に提示し、対象外の利用者を不用意に議論に巻き込まないよう留意する。

③登山道維持の人材確保・育成(2年目以降)

維持作業の外部委託 (山岳ガイド・民間団体等への外部委託)

【実施目的】

- ・長距離の維持を負担する山小屋事業者の負担軽減
- ・管理者不在の区間を含めた利用環境の維持

【対象候補】

- ・日常的な登山道の維持作業が長距離に渡る区間の外部団体への委託による作業補助

【試験的取組の候補地】

- ・仙人谷劔沢線、内蔵助平線、大日岳縦走線、立山槍ヶ岳縦走線、中俣長楯山線、櫛平白馬岳等

【具体的な取組内容】

- ・山岳ガイド、森林組合等による委託を実施し、巡視・点検、刈払い、支障物除去、路面補修等を想定

登山道沿いの生態系保全対策 (講習会等の利用者参加型)

【実施目的】

- ・利用区間の生態系保全
- ・関係者の保全面での人材育成

【対象候補】

- ・利用区間による土壌浸食箇所への対策の実施
- ・登山道沿いにおける植生復元の実施

【試験的取組の候補地】

- ・折立太郎山線、太郎山三俣蓮華岳線等

【具体的取組内容】

- ・土留め、植生復元に関するワークショップの開催
- ・モニタリング調査の実施

④現状分析・運用の継続可能性の検討

地域協議会における関係者協議

【実施目的】

地域協議会内で富山県側における利用者参加制度の導入について検討するにあたり、実証実験後の課題点の共有や次年度以降の各種取組(例:協力金使途に関する具体的取組内容等)について、関係する機関・団体による相互連携のもとで検討等する。

- ・山域毎における詳細内容の検討→幹事会
- ・取組全体に関する内容の検討→総会

今後の制度に関するあり方検討

【実施目的】

地域協議会での取組実施状況の結果を踏まえて、今後富山県側における利用者参加制度の導入を検討するにあたり、制度の導入可能性や制度設計の方向性、その他実証実験を含む必要な取組等について、有識者及び利用者等からの助言・提言を受けることで持続可能な運営体制の確保や新たに必要な対策に活用する。

